NEW YORK STATE | Department of Labor
WORKING FOR YOU

各種業界の従業員

2026 年 1 月 1 日～2026 年 12 月 31 日に有効な最低賃金（時給）

New York City

大企業（従業員数 **11** 名以上）	小規模事業者（従業員 **10** 人以下）
最低賃金 **17.00** ドル	最低賃金 **17.00** ドル
40 時間を超えた場合の残業代 25.50 ドル	40 時間を超えた場合の残業代 25.50 ドル
チップ労働者 **17.00** ドル	チップ労働者 **17.00** ドル
40 時間を超えた場合の残業代 25.50 ドル	40 時間を超えた場合の残業代 25.50 ドル

Long Island および Westchester County

最低賃金 **17.00** ドル

40 時間を超えた場合の残業代 25.50 ドル

チップ労働者 **17.00** ドル

40 時間を超えた場合の残業代 25.50 ドル

New York State の残部

最低賃金 **16.00** ドル

40 時間を超えた場合の残業代 24.00 ドル

チップ労働者 **16.00** ドル

40 時間を超えた場合の残業代 24.00 ドル

ご質問、詳細、または苦情に関しては、www.labor.ny.gov/minimumwage にアクセスするか、こちらの電話番号まで電話でお問い合わせください。**1-888-469-7365.**

上述の最低賃金よりも給与が下回る要因となる**税金控除と手当**。

- **チップ** – 2020 年 12 月 31 日より、雇用主は適用される最低賃金を全額支払わなければならず、チップ控除は一切できません。
- **食事と宿泊** – 雇用主は、他に何も請求しない限り、あなたに支払う賃金から、提供する食事や宿泊に対して、限定された額を請求することができます。金額や要件は、賃金命令と概要で定められており、オンラインで閲覧することができます。

上述の最低賃金に加えられる**追加の給与**：

- **残業** – 週 40 時間（住宅勤務の場合は 44 時間）を超える労働時間に対して、通常の賃金の 1.5 倍（上述の金額を下回らない）が支払われます。
  例外：有給の専門職か、週給が最低賃金率の 75 倍以上の役員と管理職の場合は、残業代は支払われません。
- **コールイン・ペイ** – 雇用主の都合で早上がりさせられた場合は、その日の最低賃金額の時間外手当を受け取ることができます。
- **就業時間（休憩時間を含む）** – 就業時間が 10 時間を超える場合、日当に割増賃金を請求できます。一日当たりの割増賃金は、最低賃金の 1 時間分の賃金に相当します。
- **ユニフォームのメンテナンス** – 自分でユニフォームをクリーニングした場合、週給に割増額を加算できます。週当たりの加算額は、オンラインでご確認いただけます。